

特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る 特別の教育課程に関する 現状・課題と検討事項

特定分野に特異な才能のある児童生徒の教育課程に関する現状と課題

1. 令和6年度までの取組

- 特異な才能のある児童生徒は、認知・発達特性等から、学習上・生活上の困難を抱えることがあるが、指導・支援の取組は未発達であった
- このため、令和3年6月、「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」を設置し、令和4年12月に審議のまとめを公表した
- 何らかの特定の基準や数値によって才能を定義しないことや、学校現場の分断や特異な才能の児童生徒への差別を生まないよう留意することを前提に、以下の基本的な考え方を提示

- ① 多様な一人一人の児童生徒に応じ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、支援策を考える
- ② 特異な才能のある児童生徒が抱える学習上・生活上の困難に着目し、その解消を図るとともに、個性や才能を伸ばす
- ③ 国は、次期学習指導要領や環境整備などの制度的な改善についても、必要に応じて進めるべき

- 審議のまとめを踏まえ、令和5年度以降、文部科学省事業を推進してきた（例：学校内外におけるプログラム開発、イベントやアセスメントツールの整理・公表、教員研修パッケージの作成等）

2. 令和7年度予算事業等

- 令和6年度までの事業成果を踏まえ、地域レベルや全国レベルで、保護者や児童生徒を対象とした相談体制の構築を推進している

<委託先>

- ※ 京都府教育委員会・京都教育大学等
京都府教育庁、京都市教育委員会、京都教育大学が連携して府内全域の相談支援体制を構築
- ※ 国立大学法人愛媛大学
附属の才能教育センターにおいて、オンライン上での相談・メンタリングシステムの開発・実装や、伴走支援等を行う人材ネットワークの構築、支援に関するガイドラインの作成など、全国単位の相談支援体制の構築等に係る実証研究を実施

- 次期学習指導要領に向けた議論を踏まえつつ、特異な才能のある児童生徒の特性に応じた学びを実現可能かつ持続可能な形で行うことができる方策を研究するため、学校外の団体と学校が連携した教育課程内での位置付けが可能な学習・支援プログラムの開発を推進している
(研究開発学校制度の枠組みにより教育課程の特例を活用可)

<委託先>

- ※ 国立大学法人愛媛大学附属小学校・中学校
- ※ 国立大学法人東京学芸大学 附属小金井小学校
- ※ 長野県教育委員会

- 文部科学省事業で展開しているもののほか、特異な才能のある児童生徒を対象とした支援や教育プログラムを提供するNPO等の民間団体の取組や、高等教育機関における理数系に優れた意欲・能力を持つ子供向けのプログラム（次世代科学技術チャレンジプログラム STELLA）など、特異な才能のある児童生徒への支援が広がりつつある

3. 生じている課題

- 特異な才能のある児童生徒を対象とする、教育課程内での位置付けが可能な学習・支援プログラムは、通常の教育課程とは大幅に異なる高度な内容が想定されるが、特別の教育課程の制度が存在しない
- 特異な才能のある児童生徒や、そうした児童生徒が在籍する学校や教育委員会を支援しつつ、児童生徒の特性に応じた適切な学びに繋げていくための相談支援体制は未確立



ワーキンググループにおける検討事項・論点

学校外の機関とも連携し、特性等に応じた高度な内容を取扱う場合等において、特別の教育課程を必要に応じて編成・実施可能とする仕組みについて、企画特別部会の論点整理を踏まえつつ、具体的に検討する

① 制度構築の基本となる考え方や留意点

- 令和4年有識者会議の「審議のまとめ」の考え方や諸外国の多様な取組の成果と課題等を踏まえつつ、今回の特別の教育課程の仕組みをどのような趣旨・目的で創設するか

- その際、論点整理における以下の記載も踏まえ、実現可能かつ持続可能な仕組みを創設することを最優先し、創設後の運用上の成果・課題を踏まえて随時仕組みを改善する前提で検討すべきか

（論点整理における記載）

実態把握や支援ニーズの可視化も途上であることも踏まえ、新たな仕組みは、対象を一定の範囲に限定した上で創設し、その後、運用状況を踏まえて拡充の適否等を検討する方向とすべき

- 新たな仕組みについて、社会的な分断や関係者の忌避感を生じさせないように留意しつつ、着実に制度の設計と円滑な実施を図るため、論点整理で提起された②～④の検討事項に加え、相談支援体制の在り方について検討すべきか

② 特別の教育課程の内容・授業時数・指導計画等

③ 特別の教育課程が実施される場所

④ 対象となる児童生徒

- 論点整理において、教育課程全体としての包摂性を高める方向で制度設計する方向性が掲げられていることを踏まえ、特例の適用がある児童生徒も、通常の教育課程で多様性を認め合い協働的に学ぶなどの方向で具体の検討を進める

※ 論点整理において、基本的な考え方の一つとして「実現可能性の確保」が掲げられていることを踏まえ、教師、学校、教育委員会の負担や負担感に配慮して、具体の検討を進めることが前提

② 特別の教育課程の内容・授業時数・指導計画等

- 特別の教育課程の内容としてどのようなものを対象とし、対象となる教育活動に係る授業時数の取扱い等をどのようにすべきか

（論点整理における記載）

- ・ 外部機関とも連携しつつ、過度な負担を生じさせないように配慮しながら、個別の指導計画を作成する方向で検討すべき
- ・ 学習評価は指導要録上明確に位置付ける方向で検討すべき
- ・ 入試対策など単なる早修を助長しない運用とすべき
- ・ 特性等に応じた高度な内容に係る部分以外は、基本的に通常の教育課程と同様であり、標準総授業時数も確保することとする方向で、具体の運用を検討すべき

（具体的論点）

- 特別の教育課程の対象教科等の考え方（対象とならない教科等での教育活動は、基本的に他の児童生徒と同様の通常の教育課程）
- 具体的な対象となる教育活動の適否
例：部分的な上位学年・上位学校種の先取り学習、大学の科目履修、大学や民間等が実施するプログラムへの参加、発展的な課題を対象とする個人探究 等
- 具体的な実施方法の適否
例：夏季休業期間での集中実施、オンラインの活用による受講、指導者の来校による実施、授業日と休業日を組み合わせた実施 等
- 特別の教育課程の授業時数の取扱い
- 通常の教育課程での指導方法の工夫や柔軟化（裁量的な時間等の活用を含む）や、教育課程外による支援との役割分担や関係性の整理
- 個別の指導計画の目的、作成の主体、記載すべき要素、効果的かつ過度な負担が生じない運用方法
- 指導の記録、学習評価の方法・観点、指導要録における記載イメージ



③ 特別の教育課程が実施される場所

- 学校外の機関と連携した取組が前提として考えられる中、特別の教育課程が実施される場所として、どのような場所を位置付けるべきか

（論点整理における記載）

特性等に応じた高度な内容は、研究的・探究的なものが想定されるため、在籍校での指導のほか、一定の要件（例：発達段階に応じた学習環境や体制の整備等）を満たした大学や研究機関等で実施される指導や学びを在籍校での学習とみなすこととする方向を踏まえつつ、具体の運用を検討すべき

（具体的論点）

- 特別の教育課程の対象となる教育活動を実施する場所として、在籍校以外に、大学や公的研究機関等での指導を対象とする場合の要件
- 授業日に大学や研究機関等に児童生徒が移動する場合における、対象となる教育活動の前後の移動時間等の取扱い
- 大学や公的研究機関等における指導者の要件

④ 対象となる児童生徒

- 特別の教育課程の対象となる児童生徒の考え方と、その対象者を判断するプロセスをどのようにすべきか

（論点整理における記載）

- 各教科の内容の一部又は全部について、特に優れた資質・能力を有し、かつ、当該分野に強い興味・関心を有し、通常の教育課程では十分な支援が困難と学校や教育委員会が認める者とする方向で、具体の運用を検討すべき

（具体的論点）

- 対象となる児童生徒を判断する主体、具体的な考え方、判断方法（特別の教育課程によることなく、多様かつ多層的な教育活動により支援が可能な児童生徒が一定数存在することも踏まえつつ、特別の教育課程の対象となる児童生徒を検討する必要があることに留意）
 - 特別の教育課程の対象とするかどうかを判断する際の相談支援を含む体制やプロセス
- ※ 以上の内容等について、創設後の仕組みの運用を踏まえて随時改善することを前提としつつ、運用の手引き（仮称）を作成する方向で検討
- ※ 当該児童生徒に係る特別の教育課程の編成・実施は、そのために必要な大学や公的研究機関等が存在し、連携できることが前提であり、保護者の求めがあれば学校や教育委員会に実施義務が発生するものではないことが前提であることに留意
- ※ 上記の前提を踏まえつつ、制度の目的や趣旨に関してどのように広く社会における理解促進を図るのかといった観点にも配慮しながら検討が必要